

記入上の「留意事項」

★申請書等提出書類は、申請者本人(学生)が記入してください。

(保護者記入箇所や連帯保証人・保証人記入箇所、学校記入箇所を除く。)

- ・押印箇所は印影が鮮明になるように押してください。不鮮明な場合は二重線で訂正し、隣にもう一度押印してください。
- ・誤って記入した場合は、修正液等は使わず二重線で訂正し、提出書類に押印したものと同一印鑑で訂正印を押してください。
- ・生年月日等の年は、和暦で記入してください(例:平成●●年●月●日)。

奨学生採用申請書

- ・申請理由欄について、奨学金が必要な具体的な理由を記載してください。なお、予約採用に応募する方は、必ず進学する具体的な理由も記載してください。
- ・学校で行った健康診断の写しを添付する場合は、「健康診断」の欄の記入を省略することができます。(※医師からの診断書を添付する場合で、在学採用と予約採用を併願する方は、どちらか一方は写しでも構いません。)
- ・本籍は、番地等最後まで記入してください。
- ・裏面もありますので、保護者欄等忘れずに記入してください。
- ・裏面の保護者欄は保護者が記入してください。
- ・裏面下部の本人氏名は本人が、保護者氏名は保護者が自筆してください。
- ・本人印及び保護者印は、異なるものを押印してください。

奨学生推薦書

(その1)在学採用

- ・現在在学している方は、在学している学校からこの用紙を記入していただいでください。
- ・成績証明書について、在学採用の申請者で第1学年の方は前在学校からの成績証明書、在学採用の申請者で第2学年以上の方及び予約採用の申請者で現在在学している方は在学校からの成績証明書を添付してください。

(その2)前在学校採用

- ・予約採用の申請者で現在在学していない方は、前在学校からこの用紙を記入していただいでください。
- ・成績証明書について、前在学校からの成績証明書をこの推薦書に添付してください。

※「学校(学部)長」を記載する欄には、必ず学校名も記入してください。

家庭状況書

- ・申請者本人(学生)が記入してください。
- ・本人印は奨学生採用申請書と同じものを使用してください。
- ・申請者本人については、本人が大学生等で八戸市内の実家から離れて暮らしている場合であっても「同居して生計を共にする者」の欄に記入してください。申請者本人と八戸市外で同居している世帯員がいる場合は、その世帯員は「別居して生計を共にする者」の欄に記入してください。
- ・続柄は、本人からみた続柄を記入してください。
- ・職業欄は、現在仕事をしていない場合は空欄とせず「無職」と記入してください。
- ・生活状況欄は、現在の生活状況を具体的に記入してください。

保証人承諾書

- ・連帯保証人欄は連帯保証人が、保証人欄は保証人が自筆してください。(※連帯保証人は、原則、申請者本人の父又は母です。)

- ・本籍は、番地等最後まで記入してください。
- ・職業及び勤務先は、現在仕事をしていない場合は空欄とせず「無職」と記入してください。
- ・保証人で、無職でも年金等で収入がある場合は前年総所得額を記入し、金額の右隣に(年金受給中)と記入してください。
- ・本人印は奨学生採用申請書と同じものを使用してください。
- ・連帯保証人が奨学生採用申請書に記入した保護者と同一である場合は、連帯保証人印は奨学生採用申請書の保護者印と同じものを使用してください。
- ・本人、連帯保証人が同一の姓であった場合でも、異なる印鑑を使用してください。

課税証明書

【一般奨学金・第2種特別奨学金】

- ・父母双方の平成 30 年度の課税証明書を提出してください。父母がいずれか一方しかいない場合は、当該申込者の父又は母の平成 30 年度の課税証明書を、父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の生計を維持する人の平成 30 年度の課税証明書を提出してください。ただし、課税資料閲覧取得同意書に署名・捺印いただいた場合は、課税証明書の提出を省略することができます。

<注> 課税資料閲覧取得同意書に署名・捺印された場合でも、下記の場合は、課税証明書を提出していただく必要があります。

- (1)平成 30 年1月1日現在、八戸市以外に住民登録していた方
→住民登録をしていた自治体の発行する課税証明書を添付してください。
- (2)未申告や修正申告等で収入、所得及び課税状況が確認できない場合
→学校教育課担当から保護者様宛てにご連絡差し上げますので、平成 30 年 6 月 29 日(金)までに課税証明書を提出してください。

●期限までに提出されない場合は、申請を受け付けられませんので、ご注意ください。

【第1種特別奨学金】

- ・生活保護を受けている方は、生活保護受給証明書の写しを提出してください。
- ・生活保護に準ずる世帯の方(市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯、所得税納付免除の世帯)は、生計を同じくする 18 歳以上の方全員の平成 30 年度の課税証明書を提出してください。(学生は不要)ただし、課税資料閲覧取得同意書に署名・捺印いただいた場合は、課税証明書の提出を省略することができます。

<注> 課税資料閲覧取得同意書に署名・捺印された場合でも、下記の場合は、課税証明書を提出していただく必要があります。

- (1)平成 30 年1月1日現在、八戸市以外に住民登録していた方
→住民登録をしていた自治体の発行する課税証明書を添付してください。
- (2)未申告や修正申告等で収入、所得及び課税状況が確認できない場合
→学校教育課担当から保護者様宛てにご連絡差し上げますので、平成 30 年 6 月 29 日(金)までに課税証明書を提出してください。

●期限までに提出されない場合は、申請を受け付けられませんので、ご注意ください。

課税資料閲覧取得同意書

- ・申請者氏名は、申請者本人(学生)の自筆が必要です。
- ・申請者印は奨学生採用申請書と同じものを使用してください。
- ・課税資料閲覧取得同意書で太字になっている「八戸市奨学生採用資格認定に要する収入及び所得確認のため、年度分の市県民税の課税資料を教育委員会が閲覧取得することに同意します。」という部分の「年度」は「30 年度」としてください。
- ・氏名等については、同意する方それぞれが自書してください。
- ・同意する方が複数人いる場合で姓が同一である場合は、それぞれ異なる印鑑を使用してください。